

初めて障害者を雇用する中小企業を応援します ～スタート支援奨励金を創設～

東京都は、初めての障害者雇用を後押しするため、受入環境を整備し職場定着に取り組む中小事業主向けの奨励金を創設します。

令和7年6月1日から申請を開始します。初めて障害者を雇用される中小事業主の皆様はぜひご利用ください。

奨励金の概要

【主な支給要件】※このほかにも要件があります。

- ・ 中小事業主であり、これまでに障害者の雇用実績がないこと。
- ・ 障害者の雇用時点を基準とし、その基準の直前に職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出した事業主であること。
- ・ 雇入れた障害者の週所定労働時間が20時間以上であること。
重度障害者である場合は、週所定労働時間が10時間以上であること。
- ・ 障害者、重度障害者を6か月間継続して雇用し6か月分以上の賃金を支給していること。
- ・ 雇入れ後6か月間の評価を行い、今後の育成方針を策定していること。
- ・ 雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。
- ・ (週所定労働時間が20時間以上の場合)
東京労働局長に特開金の支給申請を行い、支給決定を受けていること。

【支給金額】

雇入れ時の週所定労働時間	障害者	重度障害者
10時間以上20時間未満	—	30万円
20時間以上30時間未満	60万円	90万円
30時間以上	90万円	120万円

※一事業主あたりの支給人数は1人です。最大120万円を支給します。

詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/start/>



「2050 東京戦略」事業

※手続きは裏面をご覧ください。

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic-plan/2050-tokyo/>

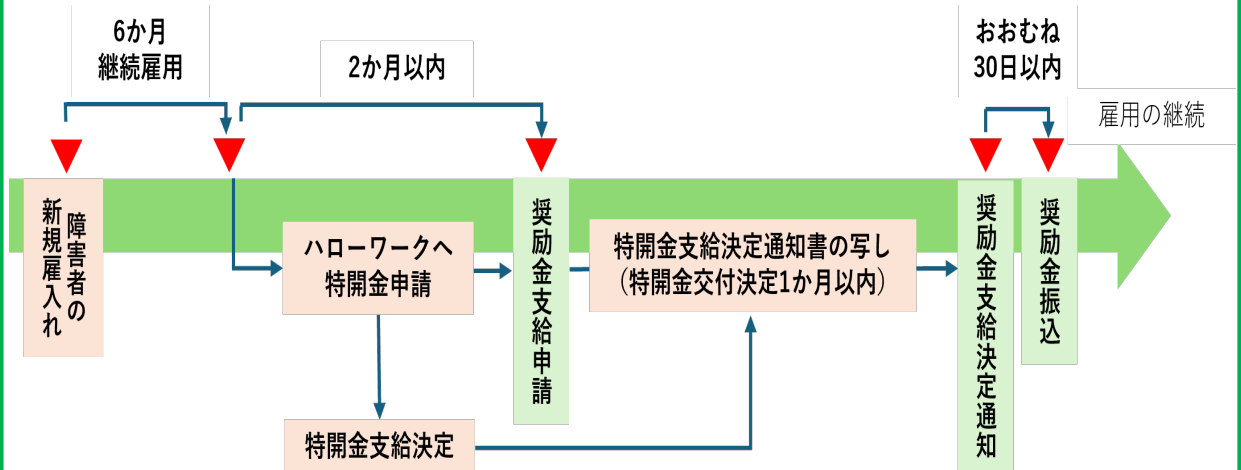
本件は、「2050 東京戦略」を推進する事業です。
戦略9 共生社会「障害の有無に関わらず誰もが輝ける社会の実現」

【問い合わせ先】

産業労働局雇用就業部就業推進課
障害者雇用促進担当
電話 03-5320-4663

申請の流れ

初めて障害者を雇用した日より6か月経過した日の翌日から
起算して2か月以内に東京都へ申請してください。



※ 特開金に関する項目は、週所定労働時間が20時間以上の場合に適用となります。

※ 特開金とは、特定求職者雇用開発助成金のうち特定就職困難者コースを指します。

申請方法

支給対象となる障害者、対象事業主・労働者の要件、申請に必要な書類等の詳細及び申請方法等は以下のホームページをご覧ください（申請様式等ダウンロード可）。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「T O K Y Oはたらくネット」

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/josei/start/>

申請受付・問合せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎21階北側

TEL: 03-5320-4663（代）